

ダンスをさせる営業の規制 の在り方等に関する報告書

平成26年9月10日

風俗行政研究会

目次

はじめに.....	1
第1 検討に当たっての視点.....	1
第2 4号営業に係る規制の見直し	
1 規制の趣旨と現状.....	2
2 見直しの考え方.....	2
第3 3号営業に係る規制の見直し	
1 規制の趣旨と現状.....	3
2 営業時間の見直し.....	4
3 見直しの考え方.....	4
(1) 一般飲食店営業.....	4
(2) 深夜遊興飲食店営業.....	4
(3) 低照度飲食店営業.....	7
4 繁華街・歓楽街対策.....	8
第4 1号営業及び2号営業に係る規制の見直し.....	9
第5 その他.....	9
おわりに.....	9
資料1 風俗行政研究会委員名簿.....	10
資料2 風俗行政研究会開催経緯.....	11
資料3 ダンス規制の改正の歴史.....	12
資料4 「客にダンスをさせる営業」の風営法上の規制概要.....	13
資料5 ダンススクール・ダンスホールの取扱い.....	14
資料6 風営法の規制の概要（飲食店営業に対する規制）.....	15
資料7 面積及び照度の規制、騒音及び振動の規制に関する条例の基準.....	16
資料8 風俗営業（3号営業）と飲食店営業の規制.....	17
資料9 年少者の立入りに係る風営法上の規制.....	18
資料10 都道府県別 許可・届出件数（平成25年）.....	19
資料11 風営法違反検挙件数等の推移（平成21～25年）.....	20
資料12 規制改革に関する第2次答申（抜粋）.....	21
資料13 規制改革実施計画（抜粋）.....	23
資料14 第1回風俗行政研究会ヒアリング団体意見（要旨）.....	24
資料15 第2回風俗行政研究会ヒアリング団体意見（要旨）.....	26
資料16 「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって 考えられる論点」に対する意見の募集結果について.....	32
資料17 客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに対する意見聴取結果 について.....	42

ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書

はじめに

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）により、客にダンスをさせる営業が風俗営業とされていることに関して、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの観点から、政府の規制改革会議において規制改革の検討項目として取り上げられ、「営業時間に関する規制等の見直し」等が答申に盛り込まれた。この答申の内容は、その後「規制改革実施計画」として閣議決定された。また、ダンス文化推進議員連盟においても規制緩和に向けた議論が進められた。

これらを受けて、客にダンスをさせる営業に対する風営法上の規制の見直しに向けた検討を行うため、風俗行政研究会（以下「本研究会」という。）が開催されることとなった。7月から8月にかけて4回にわたり開催された本研究会では、関係者からヒアリングを行うとともに、見直しに当たり考えられる論点に関して警察庁が実施したパブリックコメントの結果について説明を受け、その上で各委員が率直に意見を述べ、限られた時間の中で幅広い議論を展開した。その結果を取りまとめたのが本報告書である。

第1 検討に当たっての視点

風営法により、客にダンスをさせる営業は、

キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（1号営業）

ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（3号営業）

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（4号営業）の3つの類型に分けて規制されている。

客にダンスをさせる営業を風営法で規制していることについて、本研究会が関係者に対して実施したヒアリングや警察庁が実施したパブリックコメントの結果においては、教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が高く評価されていることなどから規制緩和を求める意見が多かった。

本研究会においても、ダンス自体に着目した規制を行っている点について、何らかの見直しが必要であることについて異論はなかったが、見直しに当たっては、客にダンスをさせる営業に関して現実に発生している問題に鑑み、規制を緩和することにより地域住民の平穏な生活環境に障害が発生しないか、地域の治安を悪化させることとならないか、少年の健全育成に障害を及

ばさないかという視点が不可欠であることが確認された。本研究会では、このことを前提として、規制緩和によるマイナス面についても併せて配慮しながら検討を進めることとした。

第2 4号営業に係る規制の見直し

1 規制の趣旨と現状

4号営業は、営業の行われ方いかんによっては人の歓楽性・享楽性が過度にわたるおそれがあるという観点から、風営法の制定当初から、風俗営業として規制の対象とされてきた。その後、昭和34年の改正で現行の規定のように3類型が規制の対象とされたが、ダンス関係団体の自主的な取組等により健全化が進み、昭和59年の改正で一定のダンス教授所に年少者が午後10時まで立ち入ることが認められたほか、平成10年の改正においては、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授する営業が風俗営業から除外されるなど、これまで段階的に規制が緩和されてきたところである。

現状においては、4号営業に関して、売春事犯が発生するなどの風俗上の問題が生じている実態は見られない。ダンス関係団体からのヒアリングにおいては、一部の団体から現在の規制を撤廃すれば不健全な営業が現れるという懸念が示されたが、多くの団体が4号営業に対する規制の撤廃を要望した。

委員からは、ヒアリングの対象となった団体は会員をしっかりと指導するという考えを持っており、ダンス界において自主規制がきちんとなされるのであれば、風営法の規制から除外してもよいのではないかとの意見があったほか、問題は自主規制に従わない者をどうするかということであり、見直しに当たっては、今より状況が悪くならないような施策を講じておく必要があるとの意見があった。

現在の4号営業に風俗上の問題が生じていないのは、風営法により規制が設けられ、ダンス関係団体がダンス教師の資格の認定等を通じて営業の健全化に努めてきた結果とも見られる。本研究会としては、現時点では、4号営業を風営法の規制の対象から除外しても特段の支障は生じないと判断するものであるが、除外する場合には、問題のある営業が出現した場合にとり得る措置を十分に検討しておく必要がある。

2 見直しの考え方

規制の見直しが違法行為への抜け道とならないようにするため、問題のある営業が出現した場合には、警察が迅速に対応する必要がある。この点に関して、一部のヒアリングの対象団体からは、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現するのではないかとの懸念が示されたが、このような営

業が出現した場合には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）等各種法令に基づく取締りを行うほか、性を売り物とした営業として捉え、風営法第 2 条第 6 項第 6 号の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業に追加することが考えられる。

このような措置が適切に講じられるのであれば、4 号営業を風俗営業から除外することとしても差し支えないというべきであるが、その際には、ダンス関係団体が連合会や協議会を組織するなどしてダンス界全体としてこれまで以上に営業の健全化に努めるとともに、アウトサイダーやダンスと称して客の性的好奇心を満たす営業を行う者による不健全な営業の抑止に努めることが重要である。

今後とも、ダンス関係団体の自主的活動が促進されるよう、警察当局が適宜必要な助言をすることが求められる。

第 3 3 号営業に係る規制の見直し

1 規制の趣旨と現状

3 号営業は、4 号営業と同様の理由で風俗営業として規制の対象とされてきた。本研究会が実施したヒアリングにおいては、ダンス営業規制を風営法から削除するべきとの意見や、レストランで食事を終えた客が踊る場合等については、風俗上の問題が生じるおそれは小さいものと考えられること等から、風営法により画一的に規制するのではなく、営業の特質に応じた規制とすべきではないかとの意見が示された。

しかしながら、客にダンスをさせるための設備を設け、低照度で、大音量の音楽を演奏し、客に飲食をさせる営業（いわゆるクラブ）については、風営法の規制に違反して深夜に営まれているものがあり、そのような営業の中には、騒音・い集、年少者の立入り、営業所の内外における傷害事案、もめごと等、薬物売買・使用容疑、女性に対する性的事案等の問題が見られるところであり、地域住民の代表の方からはその深刻な実態が指摘された。

委員からは、いわゆるクラブと、サルサ、ラテン、ブラジリアンダンス、社交ダンスといった一般的なダンスとでは問題が違うので、通常の飲食店に近いところとそうでないところとでは違った規制が必要ではないかという意見のほか、クラブにおける薬物類使用・蔓延の問題は軽視できず、また、年少者の立入りを制限する必要性が高いので、3 号営業を風俗営業から外してしまうことにより問題が生じないようにする必要があるとの指摘があった。

3 号営業については様々な形態の営業があり、風俗上の問題の有無にも差

異があることから、これを一律に風俗営業から除外して規制を緩和することについては、慎重であるべきである。仮に見直しを行うとしても、必要な規制を設けて、問題が生じないようにする必要がある。

2 営業時間の見直し

現在、3号営業については、深夜に営業してはならないこととされているが、他方で、クラブについては、ナイトライフの充実を求める声があるなど、一定程度の深夜営業への需要が存在している。その結果、風俗営業としての許可を得ずに、あるいは営業時間の制限を遵守することなく、違法な形で営業しているものが見られるところであり、本研究会が実施したヒアリングにおいても、営業者等から、営業時間の規制の緩和が強く求められた。

現在の営業時間の規制が都市生活の実態に合わなくなっている面があることは否定できないが、その一方で、深夜は休息のための時間であり、静穏を保持する必要があることも論を俟たない。また、深夜は、人の目が行き届きにくくなり、解放感を感じやすくなることから、自制心が弱まり、問題行動や犯罪行為を引き起こしやすくなる傾向が見られる時間帯でもある。

このため、深夜に3号営業の営業を認めることについては、慎重な配慮も必要であり、仮に見直しを行うにしても、必要な規制を設けて、問題が生じないようにしておく必要がある。

3 見直しの考え方

3号営業の見直しに当たっては、規制の対象となる営業を、ダンス自体に着目するというのではなく、深夜と低照度という要素に着目して次の3つの類型に分けた上で、それぞれの営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれ等を勘案しながら、必要となる規制の内容を検討することが適当であると考えられる。

(1) 一般飲食店営業

客に飲食をさせ、かつ、ダンスをさせる営業のうち、午前0時までに閉店する営業（現行の3号営業のうち、いわゆる音楽レストランが該当する）については、深夜において違法に営業を行っているクラブ等と異なり、大きな問題も把握されておらず、また、深夜にわたらないため風俗上の問題が生じるおそれも比較的少ないと考えられることから、現行の飲食店営業に対する風営法の規制を適用し、午後10時以降の年少者の立入りについてのみ規制することが適当であると考えられる。

(2) 深夜遊興飲食店営業

ア 対象となる営業

3号営業を風俗営業から除外し、深夜における営業を認めることとする場合には、ダンスは遊興の一形態となることから、深夜における飲食店営業において客に遊興をさせてはならないとされていることとの整理が必要となる。そして、深夜において客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を認める場合には、深夜において客に飲食をさせ、かつ、遊興をさせる営業（現行の3号営業のうち、照度の基準が風俗営業に該当しないクラブやいわゆるDJバー等がこの営業に該当すると考えられる。）全般を対象として規制の見直しを検討する必要がある。その規制は、現行法が深夜における遊興を禁止している趣旨を没却することがないように留意して設けるのが相当である。

イ 深夜遊興飲食店営業に対する規制

(7) 欠格要件

深夜は、前述のとおり、問題行動等を起こしやすくなる時間帯であり、このような時間帯に営まれる深夜遊興飲食店営業については、営業の行われ方いかんによっては問題が生じるおそれがあることから、許可制とし、不適合者を排除するための欠格要件を設ける必要がある。

(1) 営業制限地域

地域規制については、住居集合地域以外の地域に限るべきであるとの意見では一致したが、委員から、営業制限地域を定める条例の制定に当たっては、都市計画上の用途規制により一律に規制に差を設けるのではなく、例えば、商業地域や準工業地域の中であっても、住居が相当数集合している地域では営業を制限できるようにするなど、各地域ごとに住民の意向が反映されたものとする必要があるとの意見や、地域の実情に応じて、クラブとその他の形態の営業で差を設けることについて検討すべきであるとの意見があった。

住居集合地域や学校、病院等の周辺での営業を制限するとともに、営業可能な地域について、地域の実情や住民の意向を踏まえて都道府県が条例で指定できるようにすることが望ましいと考えられる。

一方で、本研究会が実施したヒアリングでは、ホテル等の施設の一部として設けられる営業所については別途の配慮の希望があった。また、委員からは、仮設の営業所で実施するイベントが開催できないような規制は問題ではないか、必ずしも繁華街でない商業地域をどうするのかとの指摘があったほか、住居集合地域と商業地域の境界をどうするのか、地域住民との合意を必要とする制度を導入することを検討してはどうかとの意見があった。これらの点も踏まえ、地域住民にとって有効できめの細かい規制を導入することにつき、検討が必要であ

る。

(ウ) 営業所の構造設備の基準

営業活動に伴う騒音等が、地域住民の静穏な生活を害することのないよう、騒音等に係る規制を設けるとともに、防音等のための営業所の構造及び設備が一定の基準を満たさない場合には営業を許可しないこととするべきである。

また、営業所の床面積の基準については、委員から、特にクラブについては、あまりに小規模の営業を認めると、いかがわしい行為が行われるおそれがあることから、ある程度の設備投資をさせる大きさとすることが望ましいとの意見があった。その一方で、現行の3号営業の基準（66平方メートル以上）を基にして、いわゆる「小バコ」（小規模店舗）の営業を認めないこととすれば、かえって無許可営業が横行する結果になりかねないとの意見があった。両者の観点を踏まえつつ、営業の実態を見ながら、適切な基準となるようにすべきであると考えられる。

さらに、委員から、個室を設けたクラブについては、内部で問題となるような行為が行われているのではないかと懸念が示された。このため、個室の設置について、一定の規制を設けることを検討すべきである。

(I) 遵守事項

委員から、許可制と遵守事項の2本立てで規制を設けた上で、遵守事項を守らせるための制度的インセンティブを用意することの重要性、さらに違反があったときの適時適切な行政処分の確実な実施がポイントであるほか、周辺住民対策を考える必要があるとの指摘があった。

深夜における良好な生活環境の保持、少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止等の観点から、営業者に対して、例えば、次のような遵守事項を設けることを検討すべきではないかと考えられる。

- ・ 客が営業所周辺で大声や騒音を発し、酒に酔って粗野な言動をすることなどにより、他人に迷惑を及ぼさないようにするため、例えば、警備員を配置して、酔客への注意喚起、指導等を行うなど必要な措置を講ずること。
- ・ 苦情処理が適切に行われるようにするための制度を設けること。

(オ) 年少者の立入禁止

委員から、深夜帯における年少者の立入りは認めるべきでなく、また、一般の飲食店営業では午後10時以降の立入りが制限されているが、

午後 10 時以前であってもクラブに年少者が自由に立ち入れるというのは問題ではないかとの意見があった。

深夜遊興飲食店営業は、大人のための深夜の遊び場であり、また、非行少年のたまり場となることが懸念される。このため、年少者を客として立ち入らせることについて、一定の規制を設けるべきである。

(カ) 薬物対策

委員から、クラブの問題で懸念されるのは薬物であり、危険ドラッグとクラブの結びつきが強く推認されることから、最近の薬物対策強化の流れに逆行し、延いては日本の治安の土台が崩れてしまうとの指摘があった。また、薬物対策も含め、警察官の立入り権限を認める必要があるとの意見があった。

クラブ利用者については、現在社会問題となっている危険ドラッグを始め、薬物の使用者の割合が一般人に比べて高いとの調査結果があり、薬物乱用の温床となっていることが推察される。このため、深夜における営業を認めるのであれば、例えば、管理者の設置による店内の秩序維持、店内の透明性の確保、警察官の立入り、違法行為があった場合の行政処分や取締り等の対応策を講ずるべきである。

なお、委員から、風営法の目的に照らして、薬物対策に関して営業者に正面から何らかの義務を課すことは難しい面があるのであれば、将来的には、風営法の目的を改正することも含めて検討すべきではないかとの指摘があった。

(キ) 自主的な取組の促進

委員から、営業終了 1 時間前からの酒類の提供の終了、身分証明書による来場者の年齢確認、危険物に係る手荷物検査等の取組を営業者が自主的に行うことが必要ではないかとの意見があった。こうした点についての営業者の自主的な取組を促すために、警察が営業者の団体の結成を促すほか、自主規制に取り組むよう積極的に指導・助言を行うべきである。

また、優良な事業者に対して何らかのメリットを付与する制度の創設や、事業者団体等による優良な営業者の格付け等についても検討すべきではないかとの意見があった。

(3) 低照度飲食店営業

ア 対象となる営業

設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を 10 ルクス以下として営むものについては、風俗営業として規制されているところであり、客に飲食をさせ、かつ、遊興をさせる営業についても、照度が

10ルクス以下であればこれに該当する。

クラブについては、低照度、大音量で音楽を演奏し、客に酒類を提供することがその営業の際立った特徴であり、営業のやり方いかんによっては、問題が生じかねない形態の営業であるということが出来る。そのため、照度の基準が風俗営業に該当するものについては、引き続き風俗営業として規制の対象とすべきである。

なお、クラブにおいては照度が著しく変化することが一般的であることから、照度の測定方法については、営業の実態を見ながら、実質的なものとなるようにすべきであると考えられる。また、照度の規制を潜脱するおそれも認められるところであり、違反に対しては警察が的確な法執行を行うようにする必要がある。

イ 低照度遊興飲食店営業に対する規制

風俗営業として、営業所への年少者の立入りを禁止するとともに、深夜遊興飲食店営業について深夜に客に遊興をさせることを認めるのであれば、風俗営業の営業時間についても、地域の実情に応じ、都道府県の条例により、現在午前1時までとされている営業延長許容地域の営業時間を柔軟に設定できるように法律上の手当てをしておくべきである。ただし、実際に条例を改正して営業時間の延長を行うかどうかについては、住民の意向を十分に確認し、慎重に検討することが求められると考えられる。

また、上記(2)イの関係する事項についても、併せて検討すべきである。

4 繁華街・歓楽街対策

委員から、個別の状況は千差万別であるので、深夜における営業の在り方について、地域で議論することが必要ではないかとの意見があったほか、住民から一定数以上の取締り要望があれば、警察が迅速に対応する必要があるとの意見や、一部の繁華街・歓楽街では、特に客引きが問題となっており、この種の行為への対策も必要であるとの意見があった。

また、警察がモデル地区を設定して、今回の見直しにより問題が生じることのないよう、重点的に対策を講ずるべきとの意見があった。

今回の規制の見直しは、繁華街・歓楽街の環境を大きく変化させる可能性があることから、深夜における繁華街・歓楽街の良好な風俗環境の保全を図るための対策を協議するため、地元の警察署長、風俗営業や深夜遊興飲食店営業の管理者、地域住民等から成る協議会を設けることを検討すべきである。この協議会の活動を通じて、営業者が地域住民としっかりと向き合う機会を設け、営業者に対して自主的な措置を促すとともに、悪質な営業者に対して、

警察が厳しい措置をとることが期待される。

第4 1号営業及び2号営業に係る規制の見直し

今回の規制の見直しにより、4号営業を風俗営業から除外し、客にダンスをさせることのみをもって風俗営業とはしないこととするのであれば、1号営業が2号営業に包含される関係にあることを踏まえ、現行の1号営業に該当する営業については2号営業として規制することとし、風俗営業の定義からダンスという文言を削除することが適当であると考えられる。

第5 その他

委員から、現行の風営法は概念が不明瞭であり、そのため解釈があいまいになりやすく、厳しすぎて無許可営業を増やしてしまっているという構造になっていることから、改善が必要であるとの意見があった。

また、風俗営業という名称は、性風俗関連特殊営業と紛れが生じており、時代に合わなくなってきたことから、将来的には別の名称とすることも検討すべきとの指摘があった。

おわりに

本研究会では、関係団体、地域住民等からの御協力もいただきつつ、客にダンスをさせる営業に対する規制のあるべき姿について幅広い議論を行ってきた。その結果、現行の風営法の規制が、現在の社会実態や国民意識に合わなくなっている点も認められたことから、新たな角度からの規制について検討を進め、4号営業を風俗営業から除外するとともに、3号営業について営業の形態に合わせた大幅な規制の合理化の方向性を取りまとめた。

他方で、規制の合理化に際しては、我が国が誇る良好な治安に悪影響を及ぼすことがないように、善良の風俗と周辺地域の生活環境の保持、少年の健全育成、薬物乱用の防止等の観点から十分な対策を講じる必要があることから、その点についても併せて提言している。

本報告書に盛り込まれた内容を踏まえつつ、風営法の見直しが適切に行われることを期待している。

風俗行政研究会 委員名簿

小田啓二	NPO法人日本ガーディアン・エンジェルズ理事長	
櫻井敬子	学習院大学法学部教授（行政法）	
武田美保	三重大学特任教授、オリンピックメダリスト	
中山弘子	新宿区長	
永江 禎	株式会社電通法務マネジメント局長	
前田雅英	首都大学東京法科大学院教授（刑法）	座長
山本俊哉	明治大学理工学部教授（都市計画）	

（五十音順）

風俗行政研究会 開催経緯

【第 1 回（平成26年 7 月15日）】

関係団体ヒアリング

公益社団法人全日本ダンス協会連合会

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

公益社団法人日本ダンス議会

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（（有）サルサホットラインジャパン）

一般社団法人日本舞踏教師協会

一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟

4号営業に関する議論

【第 2 回（平成26年 7 月30日）】

関係団体ヒアリング

・ 3号関係団体等

クラブとクラブカルチャーを守る会

日本ナイトクラブ協会

日本音楽バー協会

西日本クラブ協会

Let's DANCE法律家の会・署名推進委員会

NPO法人日本ダンスミュージック連盟

クリエイティブ・ミュージック & カルチャー・オープンネットワーク

ラテンワークスコーポレーション株式会社

森ビル株式会社（取締役常務執行役員河野雄一郎）

株式会社河合楽器製作所

・ 地域住民等

六本木商店街振興組合

六本木町会

大阪市中央区御津連合振興町会 等

3号営業に関する議論

【第 3 回（平成26年 8 月11日）】

個別論点について議論

【第 4 回（平成26年 8 月26日）】

報告書のとりまとめ

ダンス規制の改正の歴史

昭和23年 風俗営業取締法施行

【規制対象】

キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

風俗上取締りを要する営業について風俗犯罪の防止を主な目的として法が制定される。

昭和34年 風俗営業取締法一部改正

【規制対象】

1号 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業

3号 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第1号に該当する営業を除く。)

4号 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号又は前号に該当する営業を除く。)

営業の実態に即して分類し、規定が整えられた。

昭和39年 風俗営業等取締法一部改正

【規制の追加】

営業所で、18歳未満の者に客の相手となってダンスをさせること、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止した。

昭和59年 風俗営業等取締法一部改正

【規制の見直し】

4号営業のうち、ダンス教授所(専ら客にダンスを教授するための営業に係る営業所で国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの)については、18歳未満の者の立入禁止規制を見直し、18歳未満の者を日出時から午後10時までの時間において営業所に客として立ち入らせることを認めた。

平成10年 風営法一部改正

【規制の見直し】

客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業については、4号営業の対象から除外した。

「客にダンスをさせる営業」の風営法上の規制概要

営業種別(法第2条第1項)

1号	キャバレー等	ダンス+飲食+接待
3号	ナイトクラブ等	ダンス+飲食 (いわゆるクラブ)
4号	ダンスホール等	ダンス

風営法上の主な規制

許可制(欠格事由あり)(法第3条第1項、第4条第1項、第2項)

【人的欠格事由】

- ・ 一定の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者 等

【物的欠格事由】

- ・ 構造・設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準(客室面積、照度設備、防音設備等)を満たしていないこと 等

営業地域の制限(法第4条第2項第2号)

～都道府県条例で定める地域(住居集合地域、保護対象施設(例:病院・学校等)の周囲おおむね100メートルの区域等)での営業を禁止

営業時間の制限(法第13条)

～午前0時から日出時までの時間における営業の禁止(都道府県条例により例外化が可能)

照度の規制(法第14条)

～国家公安委員会規則で定める数値(1・3号営業5ルクス、4号営業10ルクス)以下の照度で営業を営むことの禁止

騒音及び振動の規制(法第15条)

～政令で定めるところ(地域・時間等別に規定)により条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように営業すること

広告及び宣伝の規制(法第16条)

～営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告又は宣伝の禁止

客引き等の禁止(法第22条第1号、第2号)

～当該営業に関し、客引き及び客引き準備行為をすることの禁止

年少者接待等の禁止(法第22条第3号、第4号)

～18歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせる行為、午後10時から翌日日出時までの間に客に接する業務に従事させる行為の禁止

年少者立入らせの禁止(法第22条第5号)

～18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることの禁止

ダンススクール・ダンスホールの取扱い

規制対象外

公民館等における非営利のダンス講座

ペアダンス以外のダンスをさせる営業
(例 ヒップホップダンス)

ダンス教授講習機関が実施する指定講習の修了者等
が教授するダンススクール営業

公益社団法人全日本ダンス協会連合会

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

公益社団法人日本ダンス議会

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

一般社団法人日本舞踏教師協会

一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟

規制対象

上記以外の
ダンススクール営業
ダンスホール営業



都道府県公安委員会の許可
により営業可能

風営法の規制の概要

飲食店営業に対する規制

日出時～午後10時までの営業は規制の対象外

（法令違反等があった場合の行政処分は可能）

【深夜営業に対する規制】

- ① 構造・設備の基準
- ② 深夜遊興の禁止
- ③ 騒音及び振動の規制
- ④ 年少者立入らせの制限（午後10時以降）
- ⑤ その他（照度の規制・客引き等の制限）
（+ 酒類提供の場合）
- ⑥ 届出制
- ⑦ 営業地域の制限 等

深夜遊興の禁止（風営法解釈運用基準：抜粋）

「遊興をさせる」とは、文字どおり遊び興じさせることであるが、法第32条第1項第2号により規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合である。具体的には、次に掲げる行為が「客に遊興をさせること」に当たる。

- ① 不特定多数の客に歌、ダンス、ショウ、演芸、映画その他の興行等を見せる行為
 - ② 生バンドの演奏等を客に聞かせる行為
 - ③ のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為
- カラオケの使用等については、スポットライト、ステージ、ビデオモニター、譜面等の舞台設備を設けて不特定の客に使用させる行為、不特定の客に歌うことを勧奨する行為、不特定の客の歌をほめはやす行為等が、「客に遊興をさせること」に当たるが、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を作動させる行為等はこれに当たらない。

面積及び照度の規制

	面積	照度
1号営業(ダンス+飲食+接待) 3号営業(ダンス+飲食)	66㎡以上 ダンスをさせる部分1/5以上	5ルクス超
2号営業(飲食+接待)	1室あたり ・和風9.5㎡以上 ・洋風16.5㎡以上 1室のみの場合、制限なし	5ルクス超
4号営業(ダンス)	66㎡以上	10ルクス超
5号営業(低照度飲食店) 10ルクス以下	5㎡以上	5ルクス超
6号営業(区画席飲食店) 5㎡以下	なし	10ルクス超
深夜飲食店営業	1室あたり9.5㎡以上 1室のみの場合、制限なし	20ルクス超

騒音及び振動の規制に関する条例の基準

風俗営業

騒音	地域	数値		
		昼間	夜間	深夜
騒音	住居地域	5 5 db	5 0 db	4 5 db
	商業地域	6 5 db	6 0 db	5 5 db
	その他の地域	6 0 db	5 5 db	5 0 db
振動		5 5 db		

深夜飲食店

騒音	地域	数値
		深夜
騒音	住居地域	4 5 db
	商業地域	5 5 db
	その他の地域	5 0 db
振動		5 5 db

風俗営業(3号営業)と飲食店営業の規制

	営 業 時 間					許可(届出)件数 (H25末現在)
	日 出 時	午 後 10 時	午 前 0 時	午 前 1 時	翌 日 日 出 時	
3号営業 (ダンス+飲食)						391
飲食店営業						276,353 (深夜酒類提供飲食店)

-17-

「遊興」・・・ 不特定多数の客に歌、ダンス、ショー、演芸、映画その他の興業等を見せる行為
 生バンドの演奏等を客に聴かせる行為
 のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為
 舞台装置を設けて不特定の客にカラオケを使用させる行為等

年少者の立入りに係る風営法上の規制

営業の形態		時間帯	日出時	午前 十時	正午	午後 六時	午後 十時	午前 0時	午前 一時	翌日 日出時	
											(
飲食店営業	通常主食と認められる食事の提供 (米飯類、パン類(菓子パン以外)、めん類、ピザパイ、お好み焼き等)	酒類提供あり									
		酒類提供なし									
	主食、茶菓類以外の飲食物提供 (フライドチキン、サラダ、たこ焼き等)	酒類提供あり							×	(保護者同伴であれば可)	
		酒類提供なし									
	茶菓類の提供 (コーヒー、紅茶、ジュース、ケーキ、パフェ、アイスクリーム、おしるこ等)	酒類提供あり							×	(保護者同伴であれば可)	
		酒類提供なし							×	(保護者同伴であれば可)	
	3号営業 (ダンス+飲食)									×	

都道府県別 許可・届出件数 (H25.12末)

管区	道府県	営業種別	風俗1号営業	風俗2号営業	風俗3号営業	風俗4号営業		計	深夜酒類提供 飲食店営業
						ダンススクール等	ダンスホール等		
合		計	2,602	64,349	391	75	65	140	276,353
北海道	道 本 部		32	680	36	3	2	5	16,385
	函 館 方 面		2	86	1		1	1	2,434
	旭 川 方 面		18	41	8				4,093
	釧 路 方 面		15	112	9		1	1	5,015
	北 見 方 面		6	27	7				1,763
	小 計		73	946	61	3	4	7	29,690
東北	青 森 県		29	421	9	3	5	8	5,957
	岩 手 県		13	674	4		1	1	3,815
	宮 城 県		33	1,209	8	8	1	9	5,129
	秋 田 県		24	1,063	1				3,254
	山 形 県		25	535	6				2,622
	福 島 県		89	1,109	5	1	1	2	3,297
	小 計		213	5,011	33	12	8	20	24,074
警 視 庁			182	7,788	33		5	5	44,074
関東	茨 城 県		81	909	2				898
	栃 木 県		45	1,191	9	6		6	3,425
	群 馬 県		98	943	10		5	5	4,307
	埼 玉 県		60	1,459	7				7,626
	千 葉 県		104	2,395	10	7	2	9	9,129
	神 奈 川 県		121	3,850	24	17	2	19	19,474
	新 潟 県		57	1,383	3		1	1	4,343
	山 梨 県		27	395	6		1	1	1,619
	長 野 県		113	1,153	13	11		11	4,738
	静 岡 県		167	2,006	11	4	4	8	7,764
	小 計		873	15,684	95	45	15	60	63,323
中部	富 山 県		60	427	9				1,859
	石 川 県		20	785	8				1,824
	福 井 県		23	889	7				1,087
	岐 阜 県		113	2,623	1	3	5	8	1,382
	愛 知 県		61	3,839	19		2	2	4,704
	三 重 県		44	794	3		2	2	2,720
	小 計		321	9,357	47	3	9	12	13,576
近畿	滋 賀 県		21	316	2				836
	京 都 府		69	2,166	6		6	6	5,648
	大 阪 府		16	2,189	21	1	1	2	12,670
	兵 庫 県		17	763	10	2		2	11,812
	奈 良 県		1	313	1				389
	和 歌 山 県		25	461	2				1,841
	小 計		149	6,208	42	3	7	10	33,196
中国	鳥 取 県		22	105		1	1	2	1,583
	島 根 県		47	386					1,902
	岡 山 県		32	435	5	1		1	3,060
	広 島 県		76	885	6				6,917
	山 口 県		57	1,762	2	1	2	3	1,156
	小 計		234	3,573	13	3	3	6	14,618
四国	徳 島 県		9	284	1		2	2	2,569
	香 川 県		19	227	7				1,806
	愛 媛 県		25	223	4				3,839
	高 知 県		16	156		1		1	875
		小 計		69	890	12	1	2	3
九州	福 岡 県		156	4,933	17		4	4	18,090
	佐 賀 県		11	244	1				1,249
	長 崎 県		11	164	1	1		1	4,583
	熊 本 県		71	1,779	5	3		3	1,320
	大 分 県		40	406	7	1		1	5,486
	宮 崎 県		36	1,038	3		3	3	5,330
	鹿 児 島 県		55	2,374	6				2,643
沖 縄 県		108	3,954	15		5	5	6,012	
	小 計		488	14,892	55	5	12	17	44,713

- ・ 「ダンススクール等」とは、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業をいう。
- ・ 「ダンスホール等」とは、ダンススクール等以外の風俗4号営業をいう。

風営法違反検挙件数等の推移(平成21～25年)

【営業所数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	104,920	102,207	99,994	98,432	96,136
風俗1～4号営業	71,115	69,801	68,875	68,552	67,482
風俗1号営業	3,379	3,128	2,933	2,774	2,602
風俗2号営業	67,034	66,009	65,313	65,215	64,349
風俗3号営業	486	467	442	413	391
風俗4号営業	216	197	187	150	140
深夜酒類提供飲食店営業	272,068	272,049	272,985	273,868	276,353

【風営法違反検挙件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	1,233	1,404	1,312	1,488	1,467
風俗1～4号営業	1,163	1,332	1,255	1,417	1,404
風俗1号営業	52	35	50	24	20
風俗2号営業	1,106	1,294	1,185	1,385	1,378
風俗3号営業	5	3	20	8	4
風俗4号営業					2
飲食店営業	730	665	522	489	501
深夜酒類提供飲食店営業	335	318	280	267	278

【風営法違反検挙人員】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	1,687	1,787	1,728	1,698	1,548
風俗1～4号営業	1,607	1,707	1,638	1,630	1,481
風俗1号営業	58	56	58	35	18
風俗2号営業	1,543	1,648	1,526	1,578	1,461
風俗3号営業	6	3	54	16	1
風俗4号営業				1	1
飲食店営業	609	616	621	608	610
深夜酒類提供飲食店営業	315	321	336	338	357

【行政処分件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	6,848	6,663	6,617	6,432	6,244
風俗1～4号営業	5,259	5,134	5,148	4,897	4,881
風俗1号営業	231	183	170	143	125
風俗2号営業	5,011	4,921	4,919	4,693	4,702
風俗3号営業	15	30	58	55	53
風俗4号営業	2		1	6	1
飲食店営業	1,206	1,423	1,133	1,479	1,486
深夜酒類提供飲食店営業	757	790	589	773	853

【売春関係事犯送致件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	276	118	64	58	56
風俗1～4号営業	273	114	62	57	52
風俗1号営業		1			
風俗2号営業	273	113	62	57	52
風俗3号営業					
風俗4号営業					
飲食店営業	54	77	58	30	29
深夜酒類提供飲食店営業	44	47	24	10	9

【売春関係事犯送致人員】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	91	50	33	22	38
風俗1～4号営業	81	41	33	22	33
風俗1号営業		2			
風俗2号営業	81	39	33	22	33
風俗3号営業					
風俗4号営業					
飲食店営業	29	64	26	23	16
深夜酒類提供飲食店営業	19	42	10	8	9

規制改革に関する第2次答申（抜粋）
（平成26年6月13日 規制改革会議）

各分野における規制改革

3 創業・IT等分野

（1）規制改革の目的と検討の視点

国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食品等の購入に苦勞する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

ア ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

（2）具体的な規制改革項目

国民の選択肢拡大

ア ダンスに係る風営法規制の見直し 国際先端テスト実施事項

a 営業時間に関する規制等の見直し【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（3号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺的生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

b 飲食無し営業の規制対象除外【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（4号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

c 規定の整備【平成26年度検討・結論】

風営法上の1号営業（ダンス+飲食+接待）は、2号営業（飲食+接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

規制改革実施計画（抜粋）

（平成26年6月24日 閣議決定）

分野別措置事項

3 創業・IT等分野

（2）個別措置事項

国民の選択肢拡大

50 ダンスに係る風営法規制の見直し（営業時間に関する規制等の見直し）

飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。（平成26年度検討・結論、結論を得次第措置）

51 ダンスに係る風営法規制の見直し（飲食無し営業の規制対象除外）

飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。（平成26年度検討・結論、結論を得次第措置）

52 ダンスに係る風営法規制の見直し（規定の整備）

風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。（平成26年度検討・結論）

第一回風俗行政研究会（平成26年7月15日開催）

ヒアリング団体意見（要旨）

【公益社団法人全日本ダンス協会連合会】

4号規制のうち、ダンス教授については、平成10年に一定の講習受講者について風営法対象外とし、平成24年に更に対象を拡大するなど、既に規制緩和が大幅に進み、ほとんどの場合風営法対象外となっている。

規制改革会議の議論においては、関係者である当連合会の意見聴取は行われず、内容としても3号の論議が中心で、4号改正論の論拠はごく限られ、かついずれも法律改正論拠と考えられないものである。

社交ダンス教授は、先生がダンスのお手本を示し生徒と接触して踊る（「接待」に繋がりを）ので、単に客にダンスを踊らせる営業とは異なり、技術だけでなくモラルが必要で、マナー、法令、自主規制等の講習は重要である。

4号規制撤廃のリスクとして、男女間の享乐的な交渉を求める客を対象とした営業（出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業）が出現し、暴力団の資金源となることなどを懸念。

法律的に問題がなく有効に機能し、廃止に多くの懸念がある4号規制について、問題が発生していない、文化だといった抽象的な理由によって削除することは反対。

現行法による除外制度、自主規制等による健全経営の確保は、習う人にとって安心してもらえる仕組みであり、社交ダンスの品位、品格、文化の発展のためにも堅持すべき。

これまでまじめに法令を尊重してきた関係者が多大な影響を被る4号改正を仮に行うとした場合、当分の間、経過措置が必要。

【公益財団法人日本ボールルームダンス連盟】

ダンスという文言が風営法に書かれていることはダンスの普及活動の助けにはならず、4号営業に係るダンス教室が完全に風営法の規制から外れることを強く要望。

3号営業に係る問題については、業界内での自浄作用がどのくらい有効に働くのかわからず、ダンスという文言を風営法から外すことと同列で考えることは無理。

ダンスが風営法から完全に除外されたとしても、今までどおりの自主規制を実施。

【公益社団法人日本ダンス議会】

ダンスは、音楽、芸術、スポーツ性を備えた優秀なもので、風営法の規制にはなじまず、ダンス教授所を風営法の規制から除外することを要望。

【公益社団法人日本ダンススポーツ連盟】

ダンスに係る風営法の規制撤廃を要望。

アジア大会やWorld Games等で正式競技となっているダンススポーツ、サルサは、

日本オリンピック委員会等から国際大会に日本代表として派遣され成績を上げており、現行法は選手の育成、練習、競技会運営に支障のある規制で大きな問題。

ダンスを性悪説で捉えて風営法による許可を必要としているため、裁量行政判断が曖昧で二転三転することもあり、事業者側にとって大きなリスクが存在。

4号教師資格は資格発行団体の要件の問題があり、新しくできたダンスを有償で教えられないなど、様々な種類のダンスに対応できない制度。

ダンスは言語を超えた交流、国際親善にもなり、ダンス飲食店が通常の飲食店と同様に営業できるようにすべき。飲食の売上がないとダンスを普及させられない状況。

3号営業の少年の立入りについて、夜10時以降禁止ということは賛成だが、社交ダンス等に関しては、年少者の立ち入りについて、昼間の保護者同伴という条件は削除を要望。

立地規制については、学校、病院の隣であっても営業可能とすべき。66平米以上という規制は理由がわからず、これより狭いところでも健全に営業されており、家賃の高い繁華街で小さめの店でやっていくため、飲食店でも踊れるよう緩和すべき。

【公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（(有)サルサホットラインジャパン）】

4号のダンス教師資格発行団体になるためには、全国規模団体であることなど要件が厳しく、新規参入する側からみると非常に障壁が高い。

3号営業も許可要件が厳しく、無許可営業をせざるを得ない状況。グレーゾーンにあるため、問題があった場合に警察への通報がしづらい状況。3号許可も要件を緩和すべき。

【一般社団法人日本舞踏教師協会】

4号規制が撤廃となった場合、誰でもダンス教室を開業したり指導したりすることができてしまい、社交ダンス団体がなくなる可能性があり、公安委員会の規制から外れても、現在の資格認定制度が他の省庁で存続することを希望。

3号営業については、若者が好むダンスクラブにおける未成年者の飲酒、喫煙、深夜の外出等教育上弊害となることが多くなると思料。

【一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟】

風営法の規定で時代にそぐわないのは、ダンスに関するあらゆる営業を風俗営業と位置付け、一律に規制している点。

営業として客がダンスを踊れるようにしているなら規制の対象とする、そんな時代遅れの風営法は抜本的に見直すべき。

ダンスが健全な文化として社会に受け入れられるには、暴力や薬物取引を排除し、営業の適正化を図る努力が必要。

第二回風俗行政研究会（平成26年7月30日開催）

ヒアリング団体意見（要旨）

3号営業団体等

【クラブとクラブカルチャーを守る会】

東京オリンピックに向けて、エンターテインメントの充実等により、海外観光客の流入増を図るためには、通常のレストラン等でもダンスができるようにすべき。

現在は、多様なダンスミュージック関連営業があり、ダンスと飲食を組み合わせた営業形態としては、ナイトクラブ、音楽バー、音楽レストラン、非常態ダンス飲食営業が考えられる。

画一的に規制するのではなく、営業に伴うリスクが低い形態から高い形態まで、段階的な規制を可能にする法改正が必要。

クラブ業界に関してはいろいろな問題があるので、営業内容の改善に努めなければならないと自覚している。また、PLAYCOOLというキャンペーンを展開し、飲み過ぎない、クラブの外に出たら騒がないといった客のマナー向上を図っている。

【日本ナイトクラブ協会】

当協会の加盟事業者は安全な営業のために非常にコストをかけており、モラルの低い事業者が問題を起こすことは脅威。そのため、ある一定の規制というのは当然必要。

営業時間規制を緩和し、早朝までの営業を可能にしてほしい。まちづくりという点からは、23時や24時以降のエンターテインメントのハードウェアとしてナイトクラブが機能しており、利用者のニーズも高い。また、防犯上の点からも、今までは法律上の時間外営業のため警察と連携が取れなかったが、警察へ連絡しやすくなることで利用者にも資する。

改正により、今まで事業者が独自に処理していた問題が顕在化することによって、住民や警察と一緒に対策が立てられるようになる。また、実態としてクラブとして営業しているところが許可を取得し、協会に加盟することによって、自主規制基準を守り、警察から顔が見える営業ができるようになる。

協会としても、未成年者の深夜立入禁止等の自主規制基準を遵守徹底していく。

【日本音楽バー協会】

音楽バーやライブハウス等は、通常ダンスをさせることを想定していないが、客が音楽に合わせて体を動かすこともあり、風営法に抵触する可能性を否定できない。現行法のダンスの定義があいまいなため、店舗側では判断に迷う。法改正により、ダンス営業規制、営業時間規制が撤廃されれば、グレーゾーンがなくなるので、健全な営業が可能となり、音楽業界は大きく発展する。

音楽バーはクラブのようなダンスフロアを設けておらず、面積要件を満たしていない店舗が多いため、3号許可を取得できない。

法改正により、深夜におけるダンスを伴う営業の立地規制を大繁華街のうちの指定した地域のみ可とすると、地方都市では、事実上営業を行う道が断たれてしまうので、過度な立地規制とならないようにするべき。

深夜における遊興が解禁された場合でも、遊興という概念は、ダンス以上に広範かつあいまいであるため、その内容が不明確なままでは、現行法以上に事業者が判断するのは困難。また、遊興という概念は、多くの業態に影響してくるので、関係者から広く意見を聴取した上で慎重に対応するべき。

【西日本クラブ協会】

ダンス営業と言ってもいろいろな営業があり、全てが同じ条件の下で規制されているのは疑問。ダンスという一括りではなく、営業形態で区分けして、実態に応じた規制を検討するべき。

法改正により、現行法の基準（構造要件、立地規制、照度規制等）を上回るような規制強化にならないよう要望する。

営業時間に関しては、深夜営業のニーズは高く、時間規制を回避するために無許可で営業する事業者も存在する。そのため、トラブルが発生したときに、警察を呼ぶことができない状況であり、規制を緩和し、朝までの営業を認めてもらいたい。

【Let's DANCE法律家の会・署名推進委員会】

ダンス、音楽に関わる営業は非常に多種多様であり、ダンス営業という規制基準は規制対象の範囲があいまいで、行政や事業者に無用の混乱を生じさせている時代遅れの規制である。ダンス営業規制を風営法から削除することを求める。

立地規制、面積要件の規制緩和が限定的になれば、逆にグレーな営業等が拡大するおそれがあるので、過度な規制とならないようにするべき。

騒音振動や粗暴事案、違法薬物の各種弊害は、風営法の規制目的には含まれておらず、個別法規で取り締まるべき。個別法規での対応と事業者による自主規制が必要。

カラオケや居酒屋と同じレベルの規制にした上で、騒音やい集の問題などについて規制を強化すべきだということであれば、それについては積極的に実効性のある法改正を図ればよいのではないか。

【NPO法人日本ダンスミュージック連盟】

日本のクラブシーン、クラブミュージックシーンは世界基準から大きく後れを取っている。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、また、クールジャパンの推進に向けて、世界基準に追いついていくことが必要不可欠である。

この分野は、経済効果としても躍進を期待でき、直接的な売上げ、雇用だけでなく、ファッション、飲料、たばこ産業等の他業種にわたる関連売上げや、それぞれの企業の宣伝効果が期待される。

日本の企業力や発想力、アイデアによって、日本独自のクラブシーンやクラブミュージックシーンが形成され、それをアジア諸国へ展開して、食、酒、ファッション等様々なジャンルとの融合により、全世界に向けて日本の産業をアピールできるクールジャパン構想の重要なアイテムとなり得る。

【クリエイティブ・ミュージック & カルチャー・オープンネットワーク】

ダンス文化については、ファッション、飲食、アート、建築等様々な業界が関心を持っており、多様なアイデアがあるが、風俗営業の枠に取り込まれ、新規ビジネスに取り組んでいく試みが大きく阻害されている。営業場所や時間帯、営業内容等に応じ、実態に即した形の規制とすべき。

観光立国の面から、訪日外国人対応のため、ナイトライフの充実を図り、幅広い需要に対応できるまちづくりを行うべき。

クールジャパンの面から、ダンスミュージックをルーツに持つアーティストが注目を浴びており、海外で大きな市場を作り出そうとしている状況がある。また、義務教育でダンスを教えているにもかかわらず、ダンス規制やクラブ規制があるような状況は改善されるべき。

音量や照度を基準に、比較的高いリスクが高い業態から低い業態に分け、その業態によって規制を区別していくべき。また、参入規制を強めると脱法的な事業者が出ることから、具体的なトラブルがあったときに営業停止等の事後的な処分によることで、問題のあるところを正し、正さないところは撤退させる仕組みが必要。

【ラテンワークスコーポレーション株式会社】

サルサ等のペアダンスと飲食を伴う営業は、老若男女幅広く人気があり、客はダンスを目的に来店することから、酔客等のトラブルはなく、他の飲食店営業と比べても、近隣に迷惑をかけているという実態はない。

3号許可を取得したところ、未成年者は立入禁止であるため、家族連れの食事や子供連れの母親のレッスン、キッズレッスンができなくなった。また、現在の規制では、ペアダンス飲食店の許可取得は容易ではなく、要件上も不可能。事業者にとって過度な負担とならず、参入しやすい改正を期待する。

営業時間が緩和されても、立地規制が厳しくなると、当該地域の賃料が高騰し、貸事務所業を営む悪徳事業者が更に利益を得るようになる。これに反社会組織が入り込めば、街の再開発計画の妨害や、治安の悪化にもつながる。

改正に際しては、あいまいな文言を避け、明快にしてもらいたい。現行法は合法か違反かの判断がつきにくく、摘発のリスクが伴い、長期的な事業計画を立てることが困難。出資金も集まらず、大手優良企業は参入を見送り、リスクを冒しても利益を上げようという指向を持つ事業者だけが集まるようになる。また、取締りを受けるかもしれない職業ということで、優秀な人材確保にも影響している。

【森ビル株式会社（取締役常務執行役員河野雄一郎）】

ダンスを深夜でも楽しめる場所を作るということは、ビジネスチャンス、文化、産

業、雇用、消費の拡大が期待できる。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、都市の魅力向上を図る重要なテーマ。

六本木ヒルズのように管理をしっかりすれば酔客等は入ってこない。性、薬物、暴力等の迷惑行為の原因がダンスというのは疑問で、営業側と客側のモラルの問題。しっかりしたルールのもとに、違反者には厳しい刑罰を処し、悪質な場合は一発免停として、覚悟を持って営業側も取り組むべき。

文化性は認めるけれども危惧があるからやらせないという考え方ではなく、文化性を発展させるために、どう安全に運営できるかという視点で改正すべき。迷惑行為に対する懸念に対しては、業界側・店舗側も地元と一体になった活動をしながらか理解を求めていくということが重要。

現行の保護対象施設からの距離規制は平面的であるが、複合の用途構成では横ではなく縦積の観点が必要。このような場合に距離をどう測るのかを、導線や騒音規制等と合わせてどう考えるかということが重要。まちづくりは変化しており、従来の法規制を、時に合わせて柔軟に変えられるようにすべき。

【株式会社河合楽器製作所】

過去、教育事業のカリキュラムの一環としてダンスを取り入れようとしたが、風俗営業ということで躊躇した経緯がある。ダンスがいかがわしいという前提に立った風営法があることで、現状では企業イメージに合わない。

学校でダンスが正課になっているなど、ダンス教室は需要の拡大が見込まれる分野であり、法改正がされた場合には事業として参入を計画したい。

若い人はダンスをごく自然なものとして捉え、ダンスは人間の本能、根源的な喜びの表現である。ダンス文化が普及している国々をみても、ダンスが青少年の健全な育成を阻害しているとは言えないのではないかと。

ダンスを健全なスポーツ文化として根付かせるためには、ダンスを自由に踊れる環境や場所がなくてはならない。4号の教室経営の部分だけではなく、習ったダンスをどこでも踊れるようにするために、18歳未満の立入禁止等の諸規制を撤廃することが必要。

地域住民（商店街振興組合等）

【六本木商店街振興組合】

六本木は健全なダンス文化の発信拠点になり、オリンピックによる外国人観光客をはじめ、来訪者が安心して楽しめることで、街の活性化につながると考えている。

風営法は時代背景と齟齬があり、ダンス規制は原則撤廃すべき。立地規制、営業時間規制についても、個別の街の実態や特徴に合った規制、ルールの運用余地を設けるべき。

六本木の街としての問題は、酔客の子供との交錯、路上での飲食や居座り、ゴミの散乱、騒音、客引き等があるが、騒音を除いてはクラブに限った問題ではなく、飲食店やバーの場合もあり得る。客引きに関してはクラブの問題ではないが、外国人によ

る客引きが悪質であり、何とか排除したい。

大型店の事業者は、風営法改正は自分たち問題だと考えており、地元とも連携が図られているものの、小型店はまだそこまでの意識を持っていない。ダンス提供事業の特有の問題である騒音の規制は強化してほしい。

【六本木町会】

クラブについては、薬物問題、女性への性暴力等が起こらないようにしてほしい。クラブ周辺では夜から朝まで大音量で音楽が流れており、騒音が一番の問題。地域住民からの苦情が非常に多い。

今の六本木の夜は、女性が怖くて歩けない状態であるので、せめて客引きだけでもなくしてもらいたい。

週末の明け方は、特にクラブから帰る客の大半が路上でたむろし、寝転んだり、酒を飲んだりして騒いでいる状態であり、客のマナーの悪さに困っている。

【大阪府中央区御津連合振興町会】

平成22年12月に大阪府警が一斉取締りを行うまで、クラブから多大な迷惑と被害を受けてきた。最盛期にはアメリカ村に30軒ほどあり、深夜から翌朝まで大音量と重低音が響いて寝られない日が続いた。何度もクラブにお願いしても、全く誠意のない対応の上、暴言を吐かれ、身の危険も感じた。警察官に同行してもらっても、すぐに同じ音量に戻るだけでなく、悪質な店舗は営業妨害だと噛みついてきた。

当時、クラブからクラブへ飲み歩くはしごが流行し、酔った若者が大声で騒ぎながら街中を渡り歩いていた。クラブに対処を頼んでも、外にいる人間は関係ないと突き放された。また、深夜には入場待ちの長い行列ができた。有名なDJの出待ちでは客が騒ぎ寝られない状況だった。

同時に、ナンパするために車を縦列で停めて、女の子が通るたびに大声で声を掛けたり、エンジンを空ぶかしする音も眠れない原因だった。最終的には睡眠薬を飲んで寝るといった日が5年ほど続いた。

クラブが早朝に閉店すると、400人から500人を超える酔客が小さな公園にたまり、空き缶や空きビンが公園中にまき散らし、池に小便をしたり、花壇を荒らした。自宅前でも嘔吐されたり、酔った若者同士のけんかや、タクシーのボンネットに飛び乗ったり、看板やプランター等を蹴る、自転車をなぎ倒す、落書きするという行為が続いた。平成22年1月には、クラブ客が暴行されて死亡する事件もあった。

危険ドラッグを扱う店も20軒ほどあったが、クラブが減ると、危険ドラッグの店も正比例して減った。結局、クラブの客を目当てに店があったのだと認識できる。危険ドラッグを吸引して、昼間に車道の真ん中で倒れてしまう人が何人もいた。アメリカ村は危険な怖い街という風評が立ち、買い物客も減り、修学旅行の客はほぼ皆無になった。

店内・店外を問わず、客のドラッグ使用は法的にクラブ経営者の責任を問えない。また、暴行や殺人、強姦が発生し、いろいろなものが壊され、街が汚れても何の責任も問えない。それを百も承知しているから、店外の出来事はクラブには関係ないと好

き放題ができる。こうした問題を抱えた地域のクラブにも、営業時間の緩和は本当に必要なのか。

風営法の規制は関係なく、クラブには騒音、けんか、薬物等が付きまとうので優良企業は参入しない。深夜から早朝まで長時間酒を飲んで踊る、この行為こそが迷惑行為の根源であり、ダンス文化や表現の自由とはかけ離れた迷惑行為がクラブには付きもの。ダンス文化とクラブとは全く別の問題である。

警察の取締りによって街に平穏がもたらされ、有名ブランドの出店も進むなど街はにぎわっている。風営法の緩和によって、警察が実効性のある規制や取締りができなくなり、再び街が暗黒時代に帰ることがないようにしてもらいたい。

平成26年9月
警察庁

「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年7月25日から同年8月7日までの間、客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点に対する意見の募集を行ったところ、1,075件の御意見を頂きました。頂いた御意見を次のとおり公表いたします。

1 意見募集の題名

客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点

2 意見募集を公示した日

平成26年7月25日

3 頂いた御意見

頂いた御意見については別紙のとおりであり、今後の警察庁における検討の参考とさせていただきます（必要に応じ整理・要約した上で掲載しており、整理・要約をしていないものについては警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室において閲覧に供します。）。

なお、頂いた御意見については風俗行政研究会（有識者会議）にも報告し、議論の参考とさせていただきました。

4 参考

頂いた御意見の総数	1,075件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	955件
電子メール	74件
郵送	12件
ファクシミリ	34件

「客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに当たって考えられる論点」に対する意見の募集結果について

1 3号営業

(1) 風俗営業からの除外

ア 風俗営業から除外することが適当かどうか。

適当であるとする意見

- ・ ダンスは風紀を乱す行為ではなく、人間の自然な感情表現であり、規制により表現の自由が奪われることとなる。
- ・ 3号営業（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）において、現在売春事犯は問題となっていないほか、騒音・い集、年少者の立入り、店内外における傷害事案、もめごと等、薬物売買・使用容疑、女性に対する性的事案等の問題については、他の居酒屋、カラオケボックス等においても発生しており、3号営業に限った問題ではない。
- ・ ダンスの文化的・芸術的価値は高まり、教育、観光等の各分野においても極めて重要なものとして位置付けられており、その有用性を一層高めるためにも、時代の流れに合わせた規制の見直しが必要である。
- ・ 東京オリンピック開催に当たり、外国人観光客の増加も予想されるどころであり、円滑な国際交流を図るためには規制の見直しが必要である。
- ・ 客にダンスをさせる営業が一律に規制対象とされていることにより、日中の飲食店におけるダンスパーティ等の営業が断念されるなど、ダンスを伴う可能性のある業種にとって厳しい規制となっている。
- ・ カラオケボックスにおいて音楽をかけて歌ったり踊ったりする行為と、ナイトクラブで音楽に乗って踊る行為は本質的に変わらないと思われるので、カラオケボックスと同様に除外すべきである。
- ・ 定義に不明確さを残す「客にダンスをさせる」という文言による画一的な規制により、警察の恣意的解釈で3号営業に対する不当な取締りが行われ、営業の委縮につながると考えられる。
- ・ 店舗の構造、営業内容等を細かく規定し、基準を満たす営業所については風俗営業から除外するなど営業実態に則した規制の仕組みとするべきである。
- ・ ダンス文化推進議員連盟の風営法の改正案に準じて、風俗営業から除外すべきである。
- ・ 3号営業の事業者は、身分確認の徹底、店内外における騒音対策、店外における清掃活動等の自主的な取組を進めており、風俗営業から除外しても問題はない。

適当ではないとする意見

- ・ 3号営業をめぐり、違法行為、迷惑行為等の問題が多数発生している状況

を踏まえると、問題に対する有効な対策を検討する前に風俗営業から除外することは、更なる問題の発生を助長することになり、適当ではない。

- ・ 違法行為、迷惑行為等に対する警察官の出動回数が増えれば、その他の凶悪事件への対応に影響を及ぼしかねない。
- ・ 過去にナイトクラブが殺人事件の現場となったことがあることから明らかのように、3号営業については反社会的集団のたまり場となっているほか、危険ドラッグに関する問題が深刻化している状況であり、規制緩和は早すぎる。
- ・ 夜通しの大音量の音楽騒音・振動により非常に迷惑をしている。
- ・ 風俗営業から除外するのではなく、逆に厳格な規制を設けるとともに、騒音等により近隣住民に迷惑をかける悪質な事業者については、取締りを一層強化すべきである。
- ・ 一度規制を緩めると、元に戻すことは困難であり、将来にわたって禍根を残すことになる。
- ・ 仮に住宅街において営業が可能になると、近隣住民とのトラブルが頻発する。
- ・ 仮に身分を問わず営業できることとなると、反社会的勢力の助長につながりかねない。
- ・ 無許可で営業を営む者ではなく、風営法を遵守し許可を得て3号営業を営む事業者の意見を踏まえ、慎重に検討すべきである。

イ 風俗営業から除外する場合に、別途の法的規制を設ける必要があるか。

必要があるとする意見

- ・ 風俗営業から除外することにより、利用客に対する身分確認、利用客の迷惑行為を防止するための措置等の実施を怠る事業者の参入が考えられるほか、反社会的勢力の関与、危険ドラッグの蔓延等を防止するため、新たな法的規制が必要である。
- ・ 大音響の中で飲酒を伴いダンスをすること、若い男女が集まること、営業所が繁華街にあること、遅い時間帯での営業であること等を踏まえ、青少年の健全育成の観点から、風営法による規制は継続し、その枠内での規制の見直しを実施すべきである。
- ・ 業界と連携し、実態を十分に把握した上で、規制の在り方を検討すべきである。

必要がないとする意見

- ・ 地域住民の同意があれば規制の必要はない。
- ・ 違法行為、迷惑行為等の問題については、既存の他法令により取り締まることが可能であり、また、問題の原因は客にダンスをさせる営業にあるのではなく、行為者のモラルの欠如等にあることから、別途の規制の必要はない。
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業に対する規制で十分である。
- ・ 風営法による規制は過度に予防的になる必要はなく、風営法の目的を逸脱しない最低限度のものとするべきである。

ウ 別途の法的規制を設ける場合には、どのような営業を対象とし、どのような規制を設ける必要があるか。その場合には、客にダンスをさせる営業のみならず、

客に遊興をさせる営業全体について見直しをする必要があるのではないか。

規制対象に係る意見

- ・ 営業形態について構造・設備、営業の方法等によりの確に定義付けを行い、風営法から除外する営業、風俗営業から除外する営業及び風俗営業として残す営業を区分した上で、必要なものについて必要な規制をする。
- ・ 客にダンスをさせる営業は多様であるため、男女の出会いを目的とするなど社会的リスクの高い営業形態を別途の規制の対象とする。
- ・ 違法行為、迷惑行為等の問題の原因は、アルコールに起因するものと考えられるため、ダンスをさせる営業ではなく、酒類を提供する営業に対して規制を設ける。
- ・ 客にダンスをさせる営業及び客に遊興をさせる営業について、新たな許可制を導入する。
- ・ 問題の発生の有無を基準として、営業形態で切り分けて段階的に規制する。
- ・ 小規模な店舗において秩序を乱す可能性は想定し難いので、床面積が66㎡未満の店舗については、風営法の規制の対象外とする。

規制内容に係る意見

【不適合者の排除】

- ・ 反社会的勢力の関与を防止するためには、許可制又は届出制により、営業者について警察が把握するとともに、人的欠格要件により不適合者を排除する。

【構造・設備の維持】

- ・ 構造・設備については厳格な要件を定めて規制する。
- ・ 営業所内を見通せる構造にすることを義務化する。
- ・ 避難経路の確保等、安全面に配慮する。
- ・ ダンスをするためのフロアと飲食するためのフロアの区分を明確化する。
- ・ 構造・設備について過度に厳格な要件を設けると、無許可営業の増加につながるため、必要最低限度のものとする。
- ・ 客室一室の床面積については、営業者や主催者が必要とする面積は多様であること、繁華街で広い店舗を確保することは過大な金銭的成本が生じること等を踏まえ、66㎡以上という現在の要件を緩和する。

【営業地域の制限】

- ・ 近隣住民の迷惑にならないように、営業可能地域を住居地から一定距離離れた場所とする、特区内に限るなど制限を設ける。
- ・ 営業可能地域が繁華街等地価の高い場所に制限されることは、経済的弱者にとっては厳格な参入障壁となる。
- ・ 営業可能地域について法律で一律に規制するのではなく、各都道府県の実情に応じ条例に委ねるべきであり、特に、深夜よりも前に閉店する営業については緩和する。
- ・ 図書館、学校、保育所等の深夜における施設への出入りがあまり予想されない施設については、保護対象施設から除外する。

【管理者の設置】

- ・ 営業所に一定の基準を満たす管理者を設置する。

【照度の規制】

- ・ 暗くしなければならないことはなく、明るくてもダンスはできる。

【騒音・振動の規制】

- ・ 利用客による人声騒音を防止するため、営業所における一時待機所の設置、店舗入口付近における警備員の配置等を義務付ける。
- ・ 計測場所、違反となる数値等を明確に定めるとともに、営業所に防音設備の設置を義務付ける。
- ・ 交番の警察官が計測器を携帯し、計測結果に基づき事業者に対して指導、勧告等ができるようにする。
- ・ 3号営業のみが過度に規制されることのないように、ライブハウス、カラオケボックス等と同様の規制内容とする。

【違法行為・迷惑行為への対策】

- ・ 営業者に対して、営業所周辺に迷惑をかけないための対策を講じることを義務付ける。
- ・ 入店時における身分確認の実施、会員制の導入等、営業者が利用客に関する情報を詳細に把握できる仕組みを設ける。
- ・ 入店時における利用客の手荷物検査、手荷物のロッカーへの収納、営業所内における警備員の配置、防犯カメラの設置等を営業者に義務付ける。
- ・ 利用客に対してマナー等を守ることに對する契約書を作成させるとともに、違法行為及び迷惑行為が発生した場合は、店側を罰するのではなく、行為者を罰する。
- ・ 問題を起こすおそれのある者の入店を拒否する。
- ・ 利用客が営業所内の犯罪、問題等を通報するためのホットラインを設置するなど営業者だけでなく第三者による監視が可能な仕組みを設ける。

【18歳未満の年少者の立入り】

- ・ ゲームセンターや深夜飲食店営業の規制を参考として、午後10時以降の年少者の立入りに関しては、保護者同伴を義務付けるなど制限が必要である。
- ・ 青少年保護育成条例を参考に、年少者の立入りが制限される時間を設定する。
- ・ 年少者については、昼の時間帯のイベント等に立ち入ることができるように規制を緩和する。
- ・ 酒類を提供する営業については、年少者の立入りを一切禁止する。
- ・ 海外を参考に、午後6時以降は年齢確認がなければ入店できないように規制する。
- ・ 年少者に対しては、入場時にリストバンドを配付し、店内において確認できるようにする。

【飲酒・喫煙対策】

- ・ もめごとの多くはアルコールに起因するものと考えられるため、酒類の販売可能な時間の制限、店外からの酒類の持込みの禁止、泥酔者への酒類提供の禁止等の規制を設けるとともに、規定された時間以降に酒類を販売した営

業所については、酒類の販売について一時的に禁止する。

- ・ 未成年者に対する酒類・たばこの販売及び喫煙フロアの設置に関する規定を設ける。
- ・ 火災を防止するため、営業所内へのたばこの持込みを禁止する。

【処分】

- ・ 法律を遵守しない悪質な事業者に対しては、指導、勧告、命令等段階を踏んだ上で、営業停止等の処分を科す。

【周辺環境対策】

- ・ 営業所内で発生するごみの回収、営業所周辺の清掃活動等を実施するなど営業所周辺の環境に影響が生じないようにするとともに、営業者は、周辺環境への配慮について、利用客に対する指導を徹底する。

【警察との連携】

- ・ 問題発生時の迅速な通報の義務付け、店内のパトロール、営業者に対する助言・指導、連絡会の設置等を行い、警察と営業者が連携する。
- ・ 業界団体に対して警察が定期的に講習を実施し、犯罪の発生防止等を図る。

【地域住民との連携】

- ・ 営業者と周辺住民や付近の店舗との相互の理解が必要である。
- ・ 営業所を地域活動、ボランティア活動の場、災害時の避難場所等として無料で提供するなど、営業者が社会奉仕活動を積極的に実施し、地域コミュニティとの協力体制を構築する。

【その他】

- ・ 全国的な業界団体を組織し、自主基準を設けるなどして業界全体の自浄機能を高める。
- ・ 地域によって特性が異なり、必要となる規制の内容にも幅があると考えられるため、各自治体の条例等で対応することが有効であり、また、業態によって規制の強度に幅を持たせることも必要である。

客に遊興をさせる営業全体の見直しに係る意見

- ・ 遊興の内容によって、許可制を導入するなど別途規制を設けるべきである。
- ・ 遊興については、定義が曖昧であるためその内容について明確化するべきであり、規制をする場合は社会的リスクが高いものに限定をするべきである。
- ・ なぜ深夜の飲食店において生バンドの演奏等を聴かせたり、ダンスをさせることが禁止されるのか理解し難く、営業者の経済的損失、文化の発展の阻害等にもつながるとも考えられることから、規制には反対である。
- ・ ショウや演奏等については文化的営みであることから、犯罪と遊興は切り離して考えるべきである。
- ・ 深夜酒類提供飲食店営業の届出をして、深夜に客にダンスをさせているライブハウスが現に存在していることから、深夜遊興の禁止規定は削除しても良いのではないか。
- ・ 業態によって客層が全く異なることから、客に遊興をさせる営業全体の見直しの必要はない。

(2) 営業時間規制の緩和

ア 現在は禁止されている午前0時又は午前1時以降の営業を認めることが適当かどうか。

適当であるとする意見

- ・ 居酒屋、ファミリーレストラン、カラオケ、漫画喫茶等の他の業態と同様に、3号営業についても一定のルールを守ることを前提に深夜営業を認めるべきである。
- ・ 生活様式の多様化を踏まえ、夜遅くに仕事を終えた人々が楽しむ場所が必要である。
- ・ 東京オリンピック開催に向けて、外国人観光客が楽しむことのできる施設を設ける必要があり、観光立国を目指すためにも深夜営業を認めるべきである。
- ・ ナイトクラブについては、深夜営業を認めなければ経営が成り立たない業種である。
- ・ 深夜に密かに3号営業を営む事業者は、営業所内で事件が発生した場合に、時間外営業の発覚を恐れて警察に通報しないため、結果的に問題が潜在化するなど規制がかえって風営法の目的を阻害している。
- ・ 深夜営業の3号営業が犯罪の温床になるといった問題の原因は、利用客のモラル等にあると考えられ、営業時間との関連性はないと考えられる。
- ・ ナイトクラブのような多数の人がいる公共の場で悪事を働く者は少ないと考えられ、営業者側も犯罪の未然防止、取締り等に協力的であることから、深夜においては街頭よりも営業所内の方が安心できる場所といえる。
- ・ 始発時間帯までの営業を認めることで、利用客を営業所内に収容できるため、深夜に道路、公園等において利用客がい集して騒ぐなどの迷惑行為を防止できるほか、利用客が深夜の街頭で犯罪に巻き込まれることについても防止することができる。

適当ではないとする意見

- ・ 少年非行の深刻化及び治安の悪化が懸念される。
- ・ 大音量の音楽騒音により近隣の居住者は迷惑をしており、風営法の規制では対処できていない現状にあって、規制を緩和するべきではない。
- ・ 客にダンスをさせる営業を深夜に認めることの必要性が理解できない。
- ・ 東京オリンピックの開催、海外の状況等を理由に規制緩和を求める意見があるが、国土面積や都市構造は国によって様々であるので、一概に我が国に当てはめることは適当ではない。
- ・ 電力が不足している現状にあって、深夜営業を認めることはおかしい。
- ・ 公共交通機関で帰宅できない利用客が街に残留し、営業所周辺の風俗環境を害する原因となることから、公共交通機関で帰宅が可能な時間帯を閉店時間とするべきである。

イ 午前0時又は午前1時以降の営業を認めることとする場合には、地域住民の良好な生活環境の保持、少年の健全育成や犯罪の防止等の観点から、どのような規制が必要か。

- ・ 営業所から発される騒音の数値による管理、防音設備の設置、利用客用の一時待機所の設置、大声で騒ぐ利用客等に対して注意喚起を行う従業員等の配置、深夜における営業所からの外出制限等、騒音対策を講じることについて営業者に義務付ける。
- ・ 年少者の立入りを防止するため、年齢確認を徹底させるとともに、営業者、入店した者、入店させた者等に対する罰則を設ける。
- ・ 通学時間帯となる午前6時から9時の時間帯については、酔客に対する規制を強化する。

ウ 午前0時又は午前1時以降の営業を認めることとする場合には、繁華街の在り方を変えることにもつながることから、繁華街における環境浄化対策についても併せて検討する必要があるのではないか。

- ・ 客にダンスをさせる営業だけでなく、居酒屋、カラオケ、コンビニ等他の深夜における営業形態を含めて対策を検討するべきである。
- ・ 犯罪抑止のため、警察官による警戒活動、営業所への立入り等の強化、防犯カメラの設置等を実施するべきである。
- ・ 営業所前における警備員の配置、営業所周辺における照明器具の設置等について営業者に義務付けるべきである。
- ・ 営業者に対して、営業所周辺の清掃活動等の環境浄化対策の強化を求めるべきである。
- ・ 深夜営業による売上げに対して課税し、環境浄化対策のための原資とするべきである。
- ・ 深夜帯に行われる犯罪については厳罰化するべきである。
- ・ 環境浄化対策は地域の自主的な取組によるべきであり、現在既に各地で取組が開始されていると考えられる。

(3) 他の風俗営業の規制の在り方

客にダンスをさせる営業以外の風俗営業の営業時間の在り方についても、併せて検討する必要があるのではないか。

- ・ 他の風俗営業について営業時間規制の緩和又は撤廃を検討するべきであり、その場合は、各都道府県条例等による規制の強化を検討する必要がある。
- ・ 営業時間を緩和したとしても、周辺環境に配慮した対策を講じることにより近隣への悪影響は抑止できる。
- ・ 閉店時間が夜中である場合、帰宅手段がないことから、利用客にとってはかえって危険ではないか。
- ・ 営業延長許容地域に限って、営業時間を柔軟に運用するべきである。
- ・ 他の風俗営業について、深夜営業を認めるべきではない。
- ・ 営業終了時間を設けなければ、利用客の自制心が働かないと考えられるため、パチンコ店、社交飲食店等については現在の営業時間が合理的といえる。
- ・ 今回のダンス規制の見直しの中で議論するべきではない。

2 4号営業

(1) 規制の対象からの除外

4号営業について、風営法の規制の対象から除外することにより問題が生じないか。
問題が生じるとする意見

- ・ 4号営業(ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業をいう。以下同じ。)が規制対象から除外された場合、自主規制を推進する業界団体に加入する後ろ盾がなくなることから、知識の乏しい者、犯罪歴を有する者等がダンススクールを名乗り、設備を整えることなく不健全な営業を行い、薬物取引、卑わいな行為等犯罪の温床となることが懸念される。
 - ・ 公安委員会の関与がなくなった場合、暴力団、不良外国人等の反社会的勢力の介入が懸念される。
 - ・ 学校教育の現場にダンスが取り入れられ、今後、若年層がダンスに触れる機会が増加することから、規制によりリスクを最小限にとどめるべきである。
 - ・ ダンス教師は、認定試験を受け、公安委員会の指導の下、自主規制を設けるなどして業界の健全な発展のために努力をしてきており、今後も、4号営業に対する規制が必要である。
 - ・ 規制対象から除外された場合、これまで不法に営業活動をしてきた者は得をすることとなるが、適正に法を遵守し、設備投資を行い、長期間にわたりダンス営業を営んできた者にとっては大きな経済的損失となる。
 - ・ 規制対象から除外された場合、住宅街においても営業が可能となることから、近隣住民とのトラブルが予想される。
 - ・ 許可制又は届出制により営業実態を把握するとともに、違法行為があれば営業停止等の処分ができるようにするべきである。
 - ・ 健全なダンス業界を維持するため、現行法のダンス教授講習機関について完全に廃止するのではなく、名称独占資格として取り扱うなどの新たな措置を検討してほしい。
 - ・ 許可を得て4号営業を営む事業者の意見を踏まえ、慎重に検討するべきである。
- 問題が生じないとする意見

- ・ 学校教育の現場においてダンスが取り入れられているほか、アルゼンチンタンゴがユネスコ無形文化遺産に登録されるなどダンスが文化的に高く評価されている現状にあって、客にダンスをさせる営業に対する規制がなされていることに矛盾を感じる。
- ・ 東京オリンピック開催に向けて国際化が進む中、ダンスを風営法において規制することは、海外から文化的後進国とみなされてしまう。
- ・ スポーツや芸術としての性質が強く、現に売春等問題のある事案が生じていないのであれば規制の対象から除外しても問題は生じない。
- ・ 3号営業と4号営業の間で「ダンス」の解釈が異なることはおかしい。
- ・ ダンス教授講習機関として認められるためには、全国規模であること、財政基盤があること、社会的に信頼できる人員が組織を構成していることなどの要件が必要であるが、これでは新たな男女のペアダンスの振興を図ることは困難

である。

- ・ 各種問題については、既存の他法令で対処できると考えられるので、包括的に客にダンスをさせる営業を規制する必要はない。
- ・ 文部科学省の管轄の下、ダンス業界の健全な発展に向けた環境を整備してもらいたい。

(2) 問題のある営業が出現した場合の措置

風営法の規制の対象から除外した場合に、仮にいかがわしい出会い系ダンスホール等の営業が出現したときは、どのような対応が考えられるか。

- ・ 問題のある営業については、他法令で取り締まるほか、接待、性的な行為等があるのであれば、他の風俗営業や性風俗関連特殊営業として規制すればよい。
- ・ 規制の対象から除外する前に、現行法で対応が困難な問題となる営業を抽出し、別途規制を設ける必要がある。
- ・ 違法行為に対しては、営業者に対して営業停止、罰金等の処分を科すべきである。
- ・ 未成年者については問題であるが、成人が出入りする分においては、規制は必要ない。
- ・ 問題を認知した者が通報すればよい。
- ・ 問題を仮定して論点に挙げることは適当ではない。

3 1号営業及び2号営業

1号営業を2号営業に含めて規制することについて、両者を分けて規制することとした経緯に照らして実務上問題が生じることはないか。

問題が生じるとする意見

- ・ 1号営業（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）を2号営業（待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）に含めて規制することにより、客にダンスをさせる営業において構造・設備の要件が緩和されるのであれば、狭いステージや明確に区画されていない場所でダンスが行われ、様々な問題が発生するのではないか。
- ・ 接待及び遊興の定義が分かりにくいので、風営法の目的に照らして、具体的に該当する行為を検討し、明確化するべきである。
- ・ 実務家や法律家の意見を取り入れるべきである。

問題が生じないとする意見

- ・ 実質を保ったままでの規制の共通化であり問題は生じない。
- ・ ダンスに着目して風俗営業を定義することは、ダンスの社会的イメージを傷つけることになると考えられるため、1号営業を2号営業に含めて規制し、風俗営業の定義からダンスを削除するべきである。
- ・ 問題は接待であるので、接待の有無を基準として法規制を行うべきである。
- ・ 問題はないが、許可申請時においてダンスを伴う営業か否かを把握できるようにしておくことは必要である。

平成26年9月
警察庁

客にダンスをさせる営業に関する風営法の規制の見直しに対する意見聴取結果について

- 1 実施期間
平成26年7月25日から同年8月28日までの間
- 2 実施所属
主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察
(北海道警察、宮城県警察、埼玉県警察、警視庁、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察及び福岡県警察)
- 3 回答者
別紙1のとおり
(上記都道府県警察が管轄する繁華街・歓楽街34地区の町会・商店街等66団体)
- 4 回答の概要
別紙2のとおり

回答者の概要

都道府県	意見聴取を実施した地区	意見聴取を実施した町会・商店街等	意見聴取を実施した地区数・団体数
北海道	薄野地区	札幌市中央区豊水地区連合町内会	1地区 1団体
宮城県	一番町地区 国分町地区	一番町四丁目商店街振興組合 一番町一番街商店街振興組合 立町地区町内会連合会 国分町街づくりプロジェクト	2地区 4団体
埼玉県	大宮駅周辺地区 西川口駅周辺地区	仲町一丁目自治会 並木三丁目自治会 ほか2団体	2地区 4団体
東京都	銀座地区 池袋地区 八王子地区 渋谷地区 新宿地区 江東橋地区	新富町会 新富町商栄会 東池袋1丁目中央町会 駅周辺安全対策協議会 母の会 八王子地区商店会 歌舞伎町商店街振興組合 新宿東口商店街振興組合 柏木町会 新宿駅前商店街振興会 千歳三丁目町会 ほか4団体	6地区 15団体
千葉県	船橋駅周辺地区 柏市柏一丁目地区	船橋駅周辺地区環境整備協議会 柏二番街商店会	2地区 2団体
神奈川県	関内地区 関外地区 川崎駅東側地区 横浜駅周辺地区 新横浜駅前地区 平塚駅前地区 大和駅前地区 相模原駅前地区 小田急相模原駅前地区	新山下一丁目自治会 横浜駅西口振興協議会 新横浜町内会 紅谷パールロード商店街振興組合 大和銀座商店街協同組合 清新地区自治会連合会 ほか3団体	9地区 9団体
愛知県	栄地区	錦三丁目地区の都市景観をよくする会 住吉町一丁目町内会 プリンス大通商店街協同組合 栄東まちづくりの会	1地区 4団体
京都府	木屋町地区 祇園地区	三條名店街商店街振興組合 木屋町共栄会 祇園商店街振興組合 祇園町南側地区協議会 ほか3団体	2地区 7団体
大阪府	キタ地区 ミナミ地区	キタ歓楽街環境浄化推進協議会 ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会 御津地域交番連絡協議会 御津連合振興町会 北炭屋町振興町会 南炭屋町振興町会 アメリカ村の会	2地区 7団体
兵庫県	三宮地区 魚町地区	三宮北部地域の安全・安心なまち推進協議会 姫路魚町・塩町地区安全安心なまちづくり協議会	2地区 2団体
広島県	流川・薬研堀地区 御船・松浜地区 福山駅前地区	薬研堀町内会 銀山町町内会 ほか3団体	3地区 5団体
福岡県	天神地区 中洲地区	大名自治協議会 舞鶴自治協議会 春吉校区自治協議会 We Love天神協議会 中洲町内会 中洲町連合会	2地区 6団体
	合計 34地区	合計 66団体	

回答の概要

1 3号営業

(1) 風俗営業からの除外

ア 風俗営業から除外することが適当かどうか。

適当であるとする意見

- ・ 3号営業（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）を風俗営業から除外することは、地域の活性化につながる。
- ・ 他の飲食店と変わりはなく、問題が生じていない。
- ・ 地域内にナイトクラブが数件しかないことから、除外しても現状と変わらない。
- ・ 3号営業に対する現在の規制は、ナイトクラブの営業内容の現状には合っていない部分が多い。

適当ではないとする意見

- ・ 遵法精神を欠く悪質な事業者が参入し、不適切な営業が行われる。
- ・ 優良な店舗と悪質な店舗との線引きが困難であれば、除外するべきではない。
- ・ 規制対象となることにより、営業者において法律を遵守する意識が働くほか、警察官の立入りが可能となり、一定の防犯効果が得られると考えられることから、除外すべき特別な理由はない。
- ・ 客が多く集まることから、酒に酔った利用客のグループ同士のトラブルが生じる。
- ・ 風営法の規制下においても、客同士の喧嘩、薬物の売買等の問題が生じており、規制から除外された場合、犯罪の温床となる。
- ・ 異性との出会い、違法ドラッグ等を目的としてナイトクラブに人が集まっている。
- ・ ナイトクラブを装ったデートクラブのような営業が出現するのではないか。
- ・ 年少者の立入り、若者のい集、騒音等の問題があるので反対である。
- ・ 騒音に迷惑をしても、トラブルになることが怖くて声を上げられない住民がいることを分かってほしい。
- ・ 酔客の吐瀉物等に迷惑をしていることから、酒類の提供がある営業形態については、風俗営業として規制するべきである。
- ・ 不良外国人が街に入り込むほか、キャッチが増えるなどして周辺環境が悪化することが懸念される。
- ・ 業界の自浄能力の強化についての努力が乏しく、問題に対して自主的に解決する姿勢がみられない。
- ・ 緩和可能な規制に限定して緩和してはどうか。
- ・ オリンピック開催中等の期限付きで、風俗営業から除外することはどうか。

イ 風俗営業から除外する場合に、別途の法的規制を設ける必要があるか。

必要があるとする意見

- ・ 深夜酒類提供飲食店の届出のみで風俗営業を営む店舗が多数存在するほか、居酒屋等の客引きの増加、反社会的勢力の関与等問題が山積していることから、規制を厳しくするべきである。
- ・ 酔客による迷惑行為、客層の悪化、年齢制限の不徹底等の問題について不安であることから、法規制は必要である。
- ・ より即効性・実効性のある法的規制が必要である。
- ・ 悪質な営業者が出現すると考えられることから、時代の流れに合わせた法規制が必要である。

必要がないとする意見

- ・ 居酒屋、カラオケボックス等において現実に遊興をさせている状況があるため、規制の必要はない。
- ・ 外国人と交流する機会を増やす意味でもダンス自体を広めるための規制緩和には同意するが、いきなり風俗営業から除外するのではなく、段階的に規制を緩和するべきである。
- ・ 営業側側の自主的な努力により安全性を確保してほしい。

ウ 別途の法的規制を設ける場合には、どのような営業を対象とし、どのような規制を設ける必要があるか。その場合には、客にダンスをさせる営業のみならず、客に遊興をさせる営業全体について見直しをする必要があるのではないか。

規制対象・規制の内容に係る意見

【規制対象】

- ・ 飲酒を伴う営業形態は風営法の管理下に置く必要がある。
- ・ 深夜酒類提供飲食店に分類して規制する。
- ・ 治安を悪化させるおそれのあるものについては規制しなければならない。
- ・ 事件等の発生結果により店舗を規制する。

【不適格者の排除】

- ・ 許可制又は届出制とする。
- ・ 優良な店舗と悪質な店舗を区別した法整備が必要である。
- ・ 暴力団等の業界参入に対する規制が必要である。

【営業地域の制限】

- ・ 騒音・振動、客のい集等の問題を考慮し、営業地域の制限は必要である。
- ・ 繁華街と住居地では状況が異なるため、特区を設けるなど営業可能地域を制限する必要がある。

【騒音・振動の規制】

- ・ 営業所の騒音について、営業側側の責任を法的に定める必要がある。
- ・ 防音対策、警備員の配置等が必要である。

【違法行為・迷惑行為への対策】

- ・ 客同士のトラブル、薬物使用等の問題について現実に取り締まることので

きる法規制が必要である。

- ・ 営業所から退出した利用客による付近の看板等に対する悪戯、コンビニ前でのごみ集、ごみの散らかし等に対する新たな法整備が必要である。
- ・ 警察の取締りによっても改善されず、周辺環境の悪化を招くことから、客引きに対する規制を強化してほしい。
- ・ 営業所に管理者とは別にトラブルの防止措置を講じる者を配置し、定期的
に取組状況等を公安委員会に報告させる。

【18歳未満の年少者の立入り】

- ・ 年少者の立入りに関する厳格な規制が必要である。

【飲酒・喫煙対策】

- ・ 酒類の提供に関する規制は必要である。
- ・ たばこを購入する際に、身分証明書の提示を求めるべきである。

【処分】

- ・ 口頭注意、罰金等では効果が薄いので、営業停止、許可の取消し等行政処
分を重くすべきである。
- ・ 罰則を強化してほしい。

【周辺環境対策】

- ・ ごみの問題等については事業者が自主的に清掃するなどして解決を図ること
が必要である。
- ・ 事業者において組合を組織し、地域住民の意見を取り入れることが必要で
ある。

【警察及び地域住民との連携】

- ・ 営業許可の申請時に、申請書類に地域の有識者や町会会長等との協定書を
提出することを条件とし、申請者に対しては、町会等の要請に基づき、意見
を必ず聴取し、対応することを義務付ける。
- ・ 警察や地域住民との連携が可能となるルールの策定が必要である。

【その他】

- ・ 営業許可の際に、周辺住民等の意見を聴取してほしい。
- ・ 条例による地域の実情に合わせた規制が妥当である。
- ・ 迷惑防止条例の見直しが必要である。
- ・ ビルのオーナーへの対策が重要である。

客に遊興をさせる営業全体の見直しに係る意見

- ・ 遊興の範囲及びダンスの種類について明確化する。
- ・ 深夜において大音量を発するような営業形態については、地域住民の良好
な生活環境の保持のため規制の見直しが必要である。
- ・ 営業形態に合った規制を設ける必要がある。
- ・ 問題の原因は事業者側ではなく、利用客個人の迷惑行為にあることから、
深夜において、客にダンス、ショー等を見せる行為、生バンドの演奏等を聴
かせる行為、客にダンスをさせる行為等が禁止されるべきではない。

(2) 営業時間規制の緩和

ア 現在は禁止されている午前0時又は午前1時以降の営業を認めることが適当かどうか。

適当であるとする意見

- ・ 現在も風俗営業については午前1時までの営業が認められており、少年のたまり場にならないよう朝までの営業でなければ、延長しても問題はない。
- ・ 悪質な店舗を規制できるのであれば、営業時間規制の緩和は可能である。
- ・ 若者を呼び込み、地域の活性化につながる。
- ・ ダンスや音楽を純粋に楽しむために来店する者にとっては、現在の営業時間では物足りない。

適当ではないとする意見

- ・ 緩和されることにより、喧嘩、わいせつ事案、薬物の蔓延等の問題が増加し、治安の悪化が懸念される。
 - ・ 店舗に利用客が集中し、騒音、トラブル等の発生が懸念される。
 - ・ 酒に酔った若者たちによる、非常ベルを押す、商店のシャッターを蹴る、立ち小便をする、ごみを散乱させるなどの迷惑行為が増加する。
 - ・ 非行少年等のたまり場となることが懸念される。
 - ・ 客引き、風俗案内所の設置等による風俗環境の悪化について解決できない状況で、規制緩和には反対である。
 - ・ カラオケボックスから退出した者が始発までうろついている状況があることから、公共交通機関等の帰宅手段がある時間帯に閉店するべきである。
 - ・ 酒類の提供を伴う営業形態であることから、午前1時以降の営業を認めることは反対である。
 - ・ 営業時間を守ることができない店舗があることから、緩和する必要はなく、むしろ強化してもらいたい。
 - ・ 自主的な適正化への努力が望めないことから、規制緩和をすると風紀の悪化等につながることは明らかである。
 - ・ 風俗営業が明け方まで営業をすることにより、静かな環境を維持することができず、一般市民が近づきにくい地域となってしまうのではないか。
 - ・ これまで推進してきた環境浄化対策が無駄になる。
 - ・ 地域の活性化につながるという意見もあるが、地域が活性化するのは午前1時までで十分である。
 - ・ 3号営業のみに営業の延長を認めることは、他の営業との間で不公平が生じるため、例外を認めてはならない。
 - ・ 営業時間を緩和すれば、地域からの苦情や犯罪が増え、苦労するのは警察ではないか。
- イ 午前0時又は午前1時以降の営業を認めることとする場合には、地域住民の良好な生活環境の保持、少年の健全育成や犯罪の防止等の観点から、どのような規制が必要か。

- ・ 周辺への影響を考慮し、騒音・振動の規制は必要である。
 - ・ 利用客によるトラブル、近隣への迷惑行為等について、営業者側に責任を負わせることとし、営業許可を取り消すなどの処分が必要である。
 - ・ 厳格な身分確認により18歳未満の者又は未成年者の深夜における立入りを禁止する。
 - ・ 地域住民及び周辺環境に配慮した自主規制を設定させ、遵守しない場合は営業時間を短縮させる。
 - ・ 違反した場合は、即営業停止とする、再度許可を与えないなど処分を強化する。
 - ・ 24時間営業を認めるのではなく、通勤・通学時間等を考慮し、周辺住民の生活に影響を与えない範囲での営業時間とするべきである。
- ウ 午前0時又は午前1時以降の営業を認めることとする場合には、繁華街の在り方を変えることにもつながることから、繁華街における環境浄化対策についても併せて検討する必要があるのではないかと。
- ・ 繁華街においても夜は静かで、昼間は活気があるということが基本である。
 - ・ 繁華街において営業する事業者、地域住民及び警察で十分に協議する必要がある。
 - ・ 営業者を地域の清掃活動等に参加させる。
 - ・ 既に地域内に風俗営業、居酒屋等の従業員による客引きが多く、営業時間規制が緩和されると、更なる繁華街の環境悪化につながるので取締りを強化するべきである。
 - ・ 街頭における防犯カメラ、照明の設置等に対する支援が必要である。

(3) 他の風俗営業の規制の在り方

客にダンスをさせる営業以外の風俗営業の営業時間の在り方についても、併せて検討する必要があるのではないかと。

- ・ 繁華街の活性化のためには営業時間の延長が望ましい。
- ・ 客にダンスをさせる営業のみを特別扱いすることなく、他の風俗営業についても検討が必要である。
- ・ 2号営業等他の業種も一律に営業時間規制の緩和又は撤廃するべきである。
- ・ 全ての風俗営業を規制対象から除外して緩和した後、問題点を集約して、規制を検討する必要があるのではないかと。
- ・ 店外での利用客のトラブル、騒音等への対策が可能であれば緩和してもよい。
- ・ 繁華街に限定して、営業時間を延長することは望ましい。
- ・ 規制を緩和することによって生じる利益及び不利益を十分に検討した上で、時代の流れに合わせて適宜規制を見直すことが必要である。
- ・ 業種別に検討していく必要がある。
- ・ 清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等の観点から、従来の営業時間でよい。
- ・ 少年が犯罪被害に遭わないためには、一定の営業時間を定めて営業者が遵守

する必要がある。

- ・ 深夜において酒類の提供がある営業は、一律に規制を強めるべきである。
- ・ 粗暴事案等が発生するなど治安の悪化が心配である。
- ・ 営業時間規制が緩和され、深夜において酒類を提供し、享乐的な雰囲気のお店が増えると、騒音、酔客による迷惑行為等の問題が発生し、繁華街に居住する住民の安眠や安全な生活が脅かされるのではないか。
- ・ 営業実態の把握が困難となる。
- ・ 営業時間規制の緩和は営業者側の都合であり、地域住民にとってはあまり意味をなさないのではないか。

2 4号営業

(1) 規制の対象からの除外

4号営業について、風営法の規制の対象から除外することにより問題が生じないか。問題が生じるとする意見

- ・ 4号営業(ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業をいう。以下同じ。)を規制対象から除外する必要性が分からない。
- ・ 規制がなくなることにより店舗が増え、4号営業と称して実際は飲食をさせるなど問題のある営業が出現することが懸念されることから、届出制にして警察が把握し、指導できるようにしてはどうか。
- ・ 夜通し営業をするダンスホールやダンススクールが出現すると、騒音苦情等の発生が考えられることから、営業時間規制は必要である。
- ・ 男女が身体を密着させて踊るダンスがある以上、規制の対象から除外してしまうことには疑問が残る。
- ・ 飲酒、青少年、男女等に関係する様々な問題が発生するおそれがあることから、規制の対象から除外するべきではない。
- ・ 規制対象から除外されることにより、悪質な営業者が出現しないか心配である。
- ・ 騒音対策、保護対象施設から営業所までの距離制限等については検討の必要がある。
- ・ 規制の対象から除外されると、迷惑を被った場合に、営業者に対して強く申入れをすることができない。

問題が生じないとする意見

- ・ 現在問題が生じていないのであれば問題はない。
- ・ ダンス文化を活用した魅力ある街づくりには賛成である。
- ・ 地域内にダンスホールが存在していないので、除外しても問題は生じない。
- ・ 飲酒による問題の発生が考えられないため、規制の必要はない。
- ・ ダンスのみで見れば風紀を乱すことはなく健全である。
- ・ ダンスは学校教育の現場に取り入れられ、趣味やスポーツとしても身近なものとなっていることから、4号営業を風営法の規制対象外としても問題はない。
- ・ ダンス教師については、無資格でいい加減な者を排除し、プロとして責任を

持った者が教える環境を整えるべきであると考えことから、風営法の規制対象からは除外した上で、別途の規制を設けるべきである。

- ・ 4号営業に対する規制は時代に合わない。
- ・ 酒類を提供せず、スポーツのような形態のダンスに関する営業については、高齢者が参加しやすいように規制を少なくしてもよいのではないか。

(2) 問題のある営業が出現した場合の措置

風営法の規制の対象から除外した場合に、仮にいかがわしい出会い系ダンスホール等の営業が出現したときは、どのような対応が考えられるか。

- ・ いかがわしい営業については対応可能な法規制が必要である。
- ・ ダンスホールに原因があるのではなく、そこで行われる行為に原因があるので、その行為に対してあらゆる法令を駆使して個別に取り締まるべきである。
- ・ 警察による立入、指導、警告等が必要である。
- ・ 無届け又は無許可営業として取り締まるか、営業停止又は営業許可の取消しとするべきである。
- ・ 性風俗関連特殊営業について厳罰化し、いかがわしい営業の出現を抑止する。
- ・ 規制が及ばない営業に対しては、警察だけでなく自治体としても問題意識を持ち、合同パトロールを実施するなど、連携を強化する必要がある。
- ・ 様々な問題のある営業形態が出現して、再度規制が必要となる可能性がある。
- ・ 組合を組織し、ルールを遵守させるなど業界の自主的な活動を優先し、問題が生じた際に規制を設けることを検討するべきである。
- ・ 特定の地域のみ制限して営業させる。
- ・ 住民では対応できないこともあるので、警察、自治体、店舗のビル管理者等に対応してもらうしかない。
- ・ 行政指導による是正では強制力がないので、問題の解決は困難ではないか。
- ・ いかがわしい「出会い系」等の営業の出現は、ダンスホールに限ったことではないので、議論すべきではない。

3 1号営業及び2号営業

1号営業を2号営業に含めて規制することについて、両者を分けて規制することとした経緯に照らして実務上問題が生じることはないか。

問題が生じるとする意見

- ・ ビルの管理会社は、テナントを貸し出す際に、テナント内でのダンスを禁止している場合があり、過激な営業の抑止に貢献しているが、1号営業（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）と2号営業（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業をいう。以下同じ。）が統合されることにより、当該禁止規定が有効に働かず、契約が行われてしまう。
- ・ 1号営業と2号営業が統合されることにより、ピンク営業のようにならないか。
- ・ 法の抜け道を見つけて営業を開始する悪質な事業者が現れることが予想される

ので、現在の規制が良い。

- 全ての業態を把握できていない現状において、1号営業と2号営業を統合して規制することには疑問がある。
- 1号営業と2号営業を区別しておいた方が分かりやすい。
- 1号営業の許可をステータスとして取得している営業者の理解が得られないことが考えられるので、1号営業の営業者から意見を聴取するなどしてから見直しを行うべきではないか。
- 2号営業でダンスができるようになることに伴い、想定されるあらゆる事態を検討してもらいたい。
- 時代によって様々な営業形態が出現することが考えられるため、細分化した規制が良い。
- 客層や利用客の目的が2号営業とは異なることから、1号営業については現行のままの規制が良い。

問題が生じないとする意見

- 風営法で規制するのであれば、問題はない。
- 統合することにより規制が甘くなるようなことがないのであれば、問題はない。
- ダンスの有無で1号営業と2号営業を分ける必要はない。
- 時代が変化しているので、ダンスを遊興に含めて解釈することに問題はない。
- キャバレーとキャバクラは、酒類を提供し、接待するということが共通しているので、同一に規制して問題はない。